

「世田谷区産業振興基本条例改正案」  
制定に向けた提言

令和3年11月

世田谷区産業振興基本条例検討会議

## 目 次

はじめに

第1章 地域経済を取り巻く環境について 1

第2章 地域経済の持続可能な発展に向けて 2

第3章 各産業の発展に向けて 4

第4章 各主体の責務や役割 4

第5章 まとめ 6

改正条例案 7

検討経過 1 1

検討委員 1 2

検討会議記録 1 3

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済社会にも大きな変化を及ぼしています。事業や経営形態の変化、デジタル化やリモート化・テレワークの進展、兼業・副業をはじめとした働き方やライフスタイルの見直し、地方への関心の高まりや、一方で地元を中心とする近隣との接点の増加など、様々な変化が加速度的に生じています。

こうしたなか、あらゆる分野での「境界」が曖昧になってきました。供給サイドからみた標準的な産業分類、「業種」の境界は崩れつつあり、事業は消費者ニーズを起点とした課題解決型の営みと捉えなおせます。事業活動においては、企業の社会的責任が重視されるように、「営利と非営利」の境界も曖昧になっています。そうなれば事業活動は、企業のみならず、NPOなど多様な組織が担い手となります。近年、働き方やライフスタイルの変化により、副業・兼業やフリーランスなど個人による事業活動も活発になり、「組織と個人」の境界も曖昧になってきました。それは、生産者と消費者の役割も曖昧にし、これまでの経済活動の場と生活の場の分離を改め、「住と職」の近接性と地域への評価を高めます。これまで明確に区分されていた様々な「境界」が曖昧となっていく時代においては、「経済的価値」のみならず「非経済的価値」の重要性を認識し、二項対立を超えた発展性を目指すべきです。

世田谷区は、平成11年(1999年)、世田谷区産業振興基本条例を制定し、その理念の下、産業の振興を図り、地域経済社会の発展に取り組んできました。

一方、経済社会環境が複雑化・多様化する現代においては、産業振興という軸の側面から捉えるだけではなく、「地域経済社会」という面を見据えてその発展に必要な軸を明確にすることが重要です。今回、本検討会議においては、「地域経済の持続可能な発展」を見据えて、その実現に向けて、「経済的価値」と「非経済的価値」という大きな2つの軸の両立を打ち出しました。

世田谷という地域は、90万人を超える人口を有することから商業を中心とした経済活動が活発ですが、異質多元な中小企業が多様な事業活動を通じて地域経済社会の多様な課題解決を担っています。また、区民による社会参加や環境などへの意識が高い地域であることから、これらの両軸を中心に据えて、地域経済社会の発展を図っていくことは世田谷の有する特徴にも合致するものと考えています。

国も、コロナ後を見据えた産業政策の新機軸として、経済成長と社会課題解決を同時に実現するミッション志向型の産業政策へと大きな転換を表明しました。今回、我々検討会議が議論を重ねてきた方向性と一致するものと考えています。

今後、条例の制定に向けては、本提言の趣旨を活かし、地域経済の持続可能な発展に向けた理念・基本方針を事業者及び区民とともに共有し、事業者、区民、区が一体となって世田谷区の地域経済の持続可能な発展に取り組むことを期待しています。

世田谷区産業振興基本条例改正検討会議

座長 長山 宗広

## 第1章 地域経済を取り巻く環境について

### (1) 区内産業の現状認識

世田谷の人口は、令和3年7月に示された将来人口推計でも見られるように今後も増加傾向にあり、特に高齢者人口は一貫して増加していくことが見込まれている。

世田谷の産業は、90万人を超える区民の日々の暮らしを支える卸売・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、建設業、医療・福祉、教育・学習支援業などを中心として構成されており、多種多様な中小・小規模事業者によって支えられているのが特徴である。

一方、世田谷においても他の地域同様に、従事者の高齢化や人材・後継者不足、他産業との連携不足等の課題に直面している。こうした中、今日様々なビジネスの場で活用されているIoTやビッグデータ、人工知能(AI)等の先端技術の積極的な取り込みや新たな価値観を積極的に取り入れるとともに、多様な産業の横断的かつ相乗的な連携をより一層促進していくことがますます必要であると考えます。

### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響

2019年に全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、日本国内へも感染を広げ、地域経済にも大きな影響を及ぼしている。感染症対策と経済対策の両立や新しい生活様式への対応など、地域経済を取り巻く社会経済環境は大きく変わりつつある。あらゆる産業において従前の価値観からの転換を迫られるとともに、経営多角化や業態転換による経営継続の模索、雇用の継続、テレワーク環境の整備といった様々な対策の必要性が生じた。また、コロナ禍は、緊急事態宣言の発出に伴う外出の自粛や出勤の抑制、施設の休業要請など、事業者のみならず住民の行動にも大きな制約を生じさせるとともに、オフィス以外での働き方の促進など大きな変容を生んできた。これらコロナ禍をきっかけに加速した変容は特に、「住と職の境界」、「区民と事業者の境界」、「社会とビジネス」を曖昧にする形で現れつつある。

このような変容を転換期として、これまで以上に住んでいるまちや地域に人々の目が向くようになり、関心も高まっている。これを好機として、地域の様々な主体が関わり合い、地域や社会の課題を解決していく環境を整えることが今まで以上に求められているのではないかと。多様で豊富な人材が活躍する世田谷は、これらを通じて、よりポジティブで先進的な場所になる可能性を秘めている。

コロナ禍をむしろ好機として、世田谷の強みを活かした産業の振興や経済の活性化、社会や地域の課題の解決を、より一層進めていくことが求められる。

### (3) 条例のあるべき姿、条例に求められること

世田谷区産業振興基本条例は平成11年に制定され、幾度かの改正を経ながら、長らく世田谷の産業振興の方向性を示してきた。本条例の改正は、社会経済環境の大きな変化を踏まえた上で、世田谷の産業が目指す方向性を示すものであり、これからの時代を見据えて地域経済全体の押し上げにつながるものでなければならない。

そのため、前述の(1)区内産業の現状認識及び(2)新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた上で、条例の主眼を、現行条例の「産業の振興」から、大局的視点を持って「地域経済の発展や活性化」へと移行していくべきである。

さらに、今後は、経済成長のみならず、非経済的な価値(多様な働き方や環境配慮をはじめとする様々な社会課題の解決など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値観)の重要性の高まりを踏まえることが不可欠であり、地域経済の発展と非経済的価値の重要性も踏まえた地域や社会の課題解決を両立する「地域経済の持続可能な発展」を目指していくことがより求められるのではないかと。

その実現に向けては、世田谷の特徴である中小・小規模事業者の力が不可欠であることに加え、豊富な人口、多様な人材の力も最大限に活かしていくことが必要である。地域における区民一人ひとりの存在や役割の向上も踏まえ、区民にも理解と協力を促すことで、事業者と区民、区等が一体となって地域経済の発展に関わっていくことが必要である。

また、地域の実情に合わせた条例、時代の変化に対応できる条例、言葉を大切にしやすい条例という観点も重要であることや、従前から多様な人材を受け入れてきた世田谷の包摂性という特徴の下、関係人口を含めた地域経済発展の推進など、既存の枠組みに捉われない柔軟な視点を持って条例改正を進めてもらいたい。

## 第2章 地域経済の持続可能な発展の実現に向けて

「地域経済の持続可能な発展」の実現を目指していくにあたっては、以下の視点を踏まえ、事業者や区民、行政等が一体となり、産業間の連携を強化しながら推進していく必要がある。

### (1) 多様な地域産業の基盤強化

世田谷の産業は、90万人を超える区民の生活と地域社会の基盤としての役割を果たしており、モノやサービスの提供だけでなく、人材や資本、技術、情報といった資源の循環を通じて地域に豊かさや賑わいをもたらしている。

一方、デジタル化や新たな働き方の進展、SDGsの理念を踏まえた地球環境や社会に対する意識の高まり等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済を取り巻く社会経済環境を急速に変化させている。これら

の状況を乗り越えていくためには、区民生活を支える地域産業の力が不可欠であり、多様な産業において、レジリエントな対応力をつけていくことが求められる。そのため、各業種、各産業の基盤を強固なものとしていくとともに、各々が役割を果たすだけでなく、相互連関的な連携を重ねていくことが欠かせない。

## (2) 起業の促進及び多様な働き方の実現

近年、人々の働き方は変化を続けてきた。

コロナ禍以前より増加傾向にあったフリーランスや兼業・副業に対する意識の高まりなどに加え、コロナ禍による外出や出勤の制限に伴い自宅やサテライトオフィス、コワーキングスペース等のサードプレイスを利用したテレワークが広がり、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションという働き方も注目されている。

働き方や働く場所の多様化に伴い、「住と職の境界」は薄れつつあり、それにより、これまで区外に通勤していた区民の区内活動時間が増えるなど、地域や近隣コミュニティの価値が見直されている。これを機に、地域の多様な人材が交わり、地元の住民が主となって新たな価値を生み出していくことが、今後の地域経済の持続可能性へとつながるのではないか。その実現に向けて、すべての人が自分の個性や能力を發揮することができる働きやすい環境を整備することが必要である。また、地域の特性を踏まえた起業を促進することも多様な働き方の実現につながる一つの形態であることから、その環境を整備していくことが求められる。

## (3) 地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進

前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域で活動する時間が増加したことにより、人々の目がより地域に向くようになっている。地域での活動は、これまで見過ごしてきた身近な課題や問題に気付く一つのきっかけとなるとともに、SDGsの理念の広がりに伴う地球環境や社会に対する意識の高まりは、地域や社会課題の解決の重要性に改めて気づく機会となった。課題が複雑性を増し、多様性を増している現在の状況やこれからの社会においては、従前どおりの行政や大企業、ボランティアによる解決には限界があることから、今後はソーシャルビジネスの手法による解決を図っていくことがより必要である。

世田谷は、従前から多種多様な中小・小規模事業者や特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）の活動が盛んであり、互いに助け合い、様々なものを受け入れ、包み込む包摂性の高い土壌と風土を特徴としてきた。これらを最大限活かして、事業者やNPO等によるソーシャルビジネスのみならず、様々なステークホルダーが主体性をもって課題解決に参画していくことができるよう、その環境の整備や促進を図ることが必要である。

#### (4) 持続可能な事業活動及びエシカル消費の推進

SDGsで謳われている「持続可能」という言葉は、今や世界共通のキーワードである。SDGsの12番目の目標である「つくる責任つかう責任」にあるように、製品やサービスを生み出す生産者・事業者だけでなく、それを利用、消費する側も持続可能性を考慮する必要がある。

事業者の地域経済の持続可能性を考慮した活動や、エシカル消費に代表される人や社会、環境に配慮した消費行動を推進していくことが、今後の地域経済の発展には必要不可欠な要素となる。

### 第3章 各産業の発展に向けて

第2章の視点を踏まえた地域経済の持続可能な発展には、現行条例で定めている商業・工業・農業の振興に加え、前述した小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、建設業、医療・福祉、教育・学習支援業など、区民の日々の暮らしを支える多様な産業の振興を図っていくことが必要である。特に、主要な産業については以下の事項を考慮していくことが必要ではないか。

商店街については、賑わいの創出をはじめ、安全・安心な消費生活の確保や文化の継承等、地域コミュニティの担い手として公共的役割を果たしてきたことから、これからもその振興を図っていくことが重要である。

高度経済成長から50年以上が経過し、幾度の経済危機を乗り越えて存続している世田谷の工業については、区民との関わりを考慮しながら引き続き維持・振興していく必要がある。

年々農地面積が減少し、従事者の高齢化が進んでいる世田谷の農業については、様々な産業との関係性を踏まえ、連携を推進していくという視点が必要となる。

世田谷の都市基盤を支え、区民生活を支える建設業については、その振興を図ることにより、区民の安全・安心な生活を守っていくことが必要である。

また、世田谷の特徴である豊富な人口に伴う福祉や医療、介護、教育、学習支援をはじめとするあらゆる産業の振興を図ることが今後ますます必要となる。

### 第4章 各主体の責務や役割

「地域経済の持続可能な発展」に向けては、現行条例における区や事業者の責務を見直すとともに、キープレーヤーとなる区民の役割についてもその位置づけを明確にしていく必要がある。

#### (1) 区

現行条例では、産業の振興に関する基本的な施策として個別具体的な事項を列挙しており、特に融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化への対応が明記され、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症による



業況悪化のセーフティネットとなるなど、一定の効果があつたものと考えられる。

しかしながら、今後の地域経済の発展に向けては、区が大局的な視点から指針を定め、様々な主体のプラットフォームとして機能し、対話の場を創出するなどの事業環境の整備を、事業者や区民、他の行政機関等と協力して進めることが必要である。

また、世田谷の事業者の多くが中小企業や小規模事業者であることや、NPOの活動が大変活発であるという特徴を踏まえ、そうした事業者等への支援についても、その時々状況に応じて迅速に対応していくことが区の責務として必要である。

## (2) 事業者

グローバル化の進展や第4次産業革命といった大きな変化に加え、新型コロナウイルス感染症による経済状況の突発的な悪化を経験したことにより、事業者は、レジリエントな事業展開を実現するための経営改善や基盤強化の必要性を強く認識したのではないかと。

今後は、多種多様な中小・小規模事業者が、区民生活を支え、雇用を生み出すという役割を担うだけでなく、人の学びの場であり、地域や社会の課題解決を積極的に担っていくことも、より重視されていく。

事業者自ら経営基盤を強化することや、地域に根差した働きやすい職場環境の整備、人材の育成等に加え、地域経済の持続可能性を考慮した事業活動を行うことが今後はより求められる。

また、特に、商店街において事業を行う事業者においては、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化に寄与することは重要な役割であることを考慮して活動を行うことが必要である。

## (3) 区民

新型コロナウイルス感染症の拡大は、住民が地域で活動する時間を増加させ、それに伴い区民が地域や社会の課題に直面する機会も増えた。その上、複雑化、多様化し続ける社会課題や地域課題の解決には、様々なステークホルダーの参画が今後ますます欠かせないものとなり、区民の協力を得ることは特に重要なポイントとなってくる。消費者であり、労働者であり、生産者でもある区民の役割として、地域や社会の課題解決に理解と協力を促すのみならず、特にその解決に資するソーシャルビジネスへの積極的な参画やエシカル消費の推進を主体的に行っていくことの重要性が今後ますます高まっていくのではないかと。

## 第5章 まとめ

私たちのまち世田谷は、豊かな自然環境や多彩な文化・伝統を大切にしながら、区民一人ひとりの自主的な参加や行動を尊重する土壌の下、多くの人を惹きつけ、受け入れてきた。

多くの人口を抱える世田谷において、産業は区民の生活を支え、地域社会の基盤としての役割を果たしてきた。

近年のSDGsの理念の広がりや新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業者の活動や区民生活に大きな影響を及ぼし、社会経済環境を大きく変化させている。

今後の地域経済は、これまで以上に多彩な主体によって構成されるようになり、一人ひとりの創造性を引き出しながら、多様な価値観の下で事業活動や消費活動が行われるようになる。

今後の地域経済を考える上では、多様な地域産業の基盤強化、起業の促進と多様な働き方の実現、ソーシャルビジネスの推進、持続可能性を考慮した事業活動とエシカル消費の推進という4つの方針を中心として、地域経済の発展と地域や社会の課題解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していくことが必要となるのではないか。

以上、第1章から第5章の内容を踏まえ、具体的な検討を進められたい。

## 世田谷区産業振興基本条例改正案

### (仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。

産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。

地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、その重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。

多様なニーズに応じた働きやすい環境や対話ができる場をつくりながら、世田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務や役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区内に事業所を有し、区内において事業活動を行う法人及び個人をいう。
- (2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに地域及びその人々と継続的に多様に関わる者をいう。
- (3) 関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織する団体並びに産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。

(基本の方針)

第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本の方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。
- (2) 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。
- (3) 地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス（地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取組む事業をいう。以下同じ。）の推進を図ること。
- (4) 持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費（人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。）の推進を図ること。

2 前項各号に掲げる基本の方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業界間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

(分野別方針)

第4条 前条第1項各号に掲げる基本の方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。

- (1) 商業については、次のアからイまでに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図るものとする。

ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニ

ティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。

イ 大規模小売店舗が地域社会との共生を保持し、及び地域の生活環境を保持することができるよう、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。

(2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。

(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めるものとする。

(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図るものとする。

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図るものとする。

(区の責務)

第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組みを促すための環境の整備を行うものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境整備、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇等に努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわいと交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。

2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組みを理解し、協力するよう努めるものとする。

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エンシカル消費の推進に努めるものとする。

(施策等の評価)

第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)

第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。

3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 検討経過

会議	日程及び会場	議事
第1回	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
第2回	令和2年8月31日 世田谷区民会館別館「三茶 しゃれなあどホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座長の選任</li> <li>・ 検討体制及び検討スケジュールについて</li> <li>・ 世田谷区の概要及び条例見直しの考え方</li> <li>・ 意見交換（各委員からの現状報告）</li> </ul>
第3回	令和2年11月30日 世田谷区民会館別館「三茶 しゃれなあどホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区産業振興基本条例と産業政策について</li> <li>・ (仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の基本的な考え方について</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
第4回	令和3年3月26日 世田谷区民会館別館「三茶 しゃれなあどホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区産業振興基本条例改正素案について</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
第5回	令和3年10月29日 世田谷区民会館別館「三茶 しゃれなあどホール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言について</li> </ul>

検討委員（任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日）

氏名	団体等	備考
長山 宗広	駒澤大学経済学部教授	座長
古谷 真一郎	東京商工会議所世田谷支部	
栗山 和久	世田谷区商店街連合会	
友成 哲郎	世田谷工業振興協会	
大平 佳史	世田谷区農業青壮年連絡協議会	任期 令和2年4月1日～令和2年6月5日
海老澤 健		任期 令和2年6月5日～令和3年6月3日
高橋 正実		任期 令和3年6月3日～令和4年3月31日
見城 佐知子	世田谷区消費者団体（フェアトレードタウン世田谷推進委員会）	
水上 浩介	世田谷区しんきん協議会 （昭和信用金庫営業推進部）	
閑野 一樹	東京青年会議所世田谷区委員会	
兒玉 奈輔	世田谷区建設団体防災協議会	
市川 望美	非営利型株式会社 Polaris 取締役	
大石 英司	株式会社 UPDATER 代表取締役社長	
大島 佐和子	ナーサリープラン代表	
平野 孝徳	東京都産業労働局商工部商工施策担当課長	任期 令和2年4月1日～令和3年4月1日
植野 史央		任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日
田中 耕太	世田谷区経済産業部長	



## 検討会議記録

### 第2回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

#### 1) 日時・場所

日時：令和2年8月31日（月）18時30分～20時30分

場所：世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあどホール オリオン

#### 2) 出席者

委員) 長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、海老澤委員、見城委員、水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員、大島委員、平野委員、田中委員（委員計14名）

世田谷区) 岡田副区長、産業連携交流推進課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、都市農業課長

事務局) 経済産業部産業連携交流推進課

#### 3) 次第

- 開会
- 副区長あいさつ
- 各委員及び出席者紹介
- 議事
  - (1) 座長の選任
  - (2) 検討体制及び検討スケジュールについて
  - (3) 世田谷区の概要及び条例見直しの考え方
  - (4) 意見交換(各委員からの現状報告)

#### 4) 配布資料

資料1	世田谷区産業振興基本条例検討会議設置要綱
資料2	検討委員名簿
資料3	想定検討スケジュール
資料4	世田谷区産業振興基本条例
資料5	世田谷区の概要
資料6-1	特別区における条例の構成例
資料6-2	特別区における条例内容の比較
資料6-3	見直しの考え方及び各区産業振興基本条例等の条文比較
検討素材	条例見直し検討素材
参考資料	他自治体における条例比較
参考資料	各団体等の現状
参考資料	2020年版 中小企業白書・小規模企業白書 概要 席次表 世田谷区産業振興基本条例検討会議傍聴要領

## 5) 議事録

- 開会
- 副区長あいさつ
- 各委員及び出席者紹介
- 議事
  - 〔座長の選任〕
  - 〔事務局による資料説明〕

### 【意見交換】

座長 事務局より説明があった区の現況等も含め、広く検討委員からの意見をいただきながら進めていきたい。検討委員の専門の分野、活動等を中心に現在の状況や課題意識などについて意見をいただきたい。

委員 この検討会議の位置付けをはっきりすべき。世田谷区における産業の定義。一次産業なのか、二次産業なのか、三次産業なのか。世田谷区の産業なのか、世田谷区内の産業なのか。何を主役として考えていくのか明確すべき。

委員 商店街の現状は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、かなり疲弊していきている状況。特に飲食店関係への影響が大きい。反面、一部の業種、生活必需品の取扱店舗では、今は落ち着いてきている。生活様式の変化により、商店街の活動もできていない。商店街の加盟店に関して会費の免除や支援金を組合から出しているが、閉鎖・閉店のお店が出てきている。

商店街の役割として、にぎわいの創出、コミュニティーの担い手ということでイベント等を開催しているが、どこも中止となっている。来年の年末イベントまで中止になっているところもあり、先が見えず、模索している途中。

委員 工業の立場から現状報告する。

3月頃に工業会でアンケートを行った。回答は50社程度だが、5月末から6月上旬にかけての調査期間の中で、すでに業績悪化している会社が約半数、半年以内に業績が悪化するというのが23%、影響がないというのが23%で、4分の3に影響がでている。減少幅としては、2割程度が約30%、2割～5割が30%という状況。基本的には取引先からの受注減少というのが7～8割。

世田谷工業振興協会が発足した30年前には300数十社あった会員数が現状では140社。その中で「ものづくり」の会員は3分の1程度。工業においては過疎化が進んでいくという状況。

また、消費税の増税もかなり影響していると思われる。そこに、さらに新型コロナウイルス感染症の影響が重なっているような状況。

これからどうするかというアイデアがなかなか浮かんでこない。ここが課題。条例やビジョンがどこまで勇気づけてくれるのか期待して

いる。

委員 新型コロナウイルス感染症の影響は、学校が休校となったことで、給食に食材を卸せない、農業イベントが中止になったということ。農協の直売所・ファーマーズマーケットに出店したり、庭先販売をする農家もいた。緊急事態宣言の際は、近所で買い物するお客さんが非常に多くいた。

今後の農業については、農業従事者が減少し、かつ、高齢化が進む中、農業をどのように維持していくか考えている。以前、商業との連携で、野菜の販売や加工品の販売などを行ったが、長く続かなかった。他産業との連携が課題。

委員 当団体は、エシカルに想いのある事業者や個人が参加しているフェアトレードタウン推進委員会。団体としては、イベントの告知や集客が難しかった程度の影響であるが、フェアトレード製品を販売している所属事業者は、支援先の国がロックダウンし、支援したくてもできない状況であった。

新型コロナウイルス感染症禍において、これまでよりも商店街や身近なところに目が向き、気づきの時間になったと感じている。

この条例では、エシカルな視点を取り入れたフェアネスな社会へつながるものになればよいと思う。

委員 我々は信用金庫という金融機関であり、国や区の施策によりお金はある程度潤沢に回っていると感じている。国の施策や世田谷区の融資事業が機能し、すぐに倒産ということは減らせたと感じている。

また、国の施策として、家賃支援給付金があり、家賃の補助が出るため、事業者には支援となっている、世田谷区に多い大家には補助という形にならず、苦勞していると思う。

店舗の売り上げに関しては、都心から少し離れた場所（経堂）では、良くなってきたという話を聞く。都心型よりは、近所の人が行くようなお店であると、売上が戻っているという話も聞く。

世田谷区は住民が多いという強みがあるため、それが条例に関わってくるところだと思う。

委員 新型コロナウイルス感染症の影響は、イベントが中止になったことが非常に大きい。団体として、普段は世田谷区域内の地域の課題を見つけ解決する活動に取り組んでいる。今年は人を集めて行うイベントを検討していたが、オンラインを使ったイベントに切り替えて実施する予定である。コロナ禍の収穫としては、所属メンバーの多種多様な人材を活かせば、新たな取り組みに繋がるといった点がある。一方、メンバー個々においては、飲食やスポーツジムといった業種はコロナの影響を受けている。

委員 建設業におけるコロナの影響は他産業より少ない、もしくは遅いと感じている。すでに始まっている現場や計画されている現場は、工事を

続けなければいけない状況。ただ、今後は建設投資や企業投資、個人の住宅購入が落ち込むことが考えられ、これから先がコロナの影響を大きく受けると考えている。

建設業が慢性的に抱えている問題は、人材の確保が挙げられる。技術者が高齢化していく中で、技術伝承や事業承継ができず、廃業していく事業者も多い。その点を地域で協力して事業を続けていけるような環境を作っていく必要がある。

また、地域に根差した事業者として、社会貢献や災害復旧といった点で地域に還元していく、地域循環していく、といった取り組みを進めていきたいと考えている。

委員 京都市の基本構想は、主語を「私達、京都市民」と書いており素敵だと感じた。行政も市民も「私たち京都市民」という主語で構想を進めていくという姿勢よい。また、地域の企業が自分たちを地域企業と名乗り、地域とともに生きていくということを宣言としてまとめた条例も、A4版1枚で読みやすい宣言である。主語を統一したストーリーだけで気概が感じられるなど、今回の見直しを進めていく中で、そのような言葉一つ一つで伝えられることがあるのではないかなと思う。また、コロナ禍において、いろんな意味で、一つの現場でやっていく限界を感じている。今までは、子どもが幼稚園や小学校に行き働いていたが、子どもたちが在宅で勉強するとなると、勉強を見なければいけないと、母親が疲弊している。一つの家族だけでやっていくのも限界、学校にいろんなことを任せていたのも限界であり、もう少し地域の中で受けとめられないものかなと感じている。生活の中で吐露できる環境、受けとめてくれる場所がないと辛い。家庭での限界、個人の限界、業界での限界など、そういう限界のようなものをとても感じている。横断的な関係性、ふんわりとした連携のような、そういう新しい場があったらよいとも思う。

最近で言えば、Uberが一般的になり、単発の仕事が地域でできるのはよいと思う。ただ、そういったものがこの先キャリアや生活を支えるものになっていくのかというと、とても難しいと思う。地域の中で受けとめられて評価されていくようなもの、そういう地域インフラとして機能するような働き方や場ができるとよいと強く思う。

世田谷が住み続けられるまちなのか。周りを見ると外に出て行く人も多く、やはり働く場所ではないと思っていたり、ここで働くと思っていない人が多いかもしれない。しかしながら、今は在宅ワークなどがあり地域に目が向いている。チャンスでもあると思うので、今まで地域にいなかった方達が登場人物として現れてきており、そういう方が関わっていけるような機会になればよいと思う。関係人口的な、世田谷の営みに関わる人が増えているような、そういうのをつくっていきたり表現できるような条例なりビジョンが示せればと思う。

委員 世田谷区で公的事業をやってきて何がよかったのか、今回の条例の中に盛り込むべき内容が何かあるのかという、これまでのことを振り返ることが一つと、これからのことを考えて、二つの観点でお話する。世田谷区で起業してよかった点は、再生可能エネルギーについて、世田谷区が「大消費地の世田谷区は再生エネルギーを選ぶ社会をつくる」という明確な方針を出していること。例えば、世田谷区で南相馬市の復興電気を買えたり、川場村の電気を買えたらよいということで、いろんなビジョンができ、区の方針の中で私共が実現の方法を考え実現してきた。国の法律が決まってから動き出すのではなく、法律は後から出来た。地域間連携や電気を通じて地域と地域が繋がるという場合は世田谷発で事例化され、横浜町の電気を横浜市が使ったり、福島県の電気を大阪府が使ったりということで、全国に世田谷モデルが広がった。

この条例でも、世田谷のモデルを作り国に働きかけていくというようなフロー図になると、より世田谷の中で行われることに意味合いが増えるのではないか。

これからのについては、コロナの影響もあるが、環境省が2100年に東京都の最高気温が43度、おそらく2050年を待たずして40度を超えてくると発表しており、そうすると外で生活ができない。この気候変動に合わせて海面の温度が上がるので魚がとれない、農作物がとれなくなる。そうすると食糧価格が上がる。そういうことで言うと、環境自体がコロナで激変しているので、今後、SDGsなどの流行り言葉ではなく、環境が激変していくことを、産業を担う立場として、みんなで共有しておいた方がよいと感じている。

その環境激変への対応も盛り込みながら、社会課題を解決するベンチャーの立場からすると、短期的な年度の決算ではなかなか測り切れなところがある。どうしても、この1年間で幾ら利益を出したのかを問われる。しかし、そうすると気候変動や長期的な課題に対して向き合うことが難しい。そこも世田谷モデル、或いは産業であると思っており、例えば、3年間でどれだけCO2を下げたなど、全く違う指標で企業を評価するなど、違う観点で企業評価し長期的視点で育てるためにどうしたらよいかということも考えていきたいと思う。

以前に学生の方が、なぜみんな地球や日本に関心が向かないのかと言っていた。世田谷区や東京のことには関心があるが、その上の日本や地球のことに関心がない。住所を地球から始めていくと、地球を自分事にできるのではないかと言っていた人がいた。よって、主語の作り方や、どういう観点で盛り込むのかというのは、一つの特徴付けによいのではないかと思う。

委員 母親の就労と繋ぎたい。三茶おしごとカフェでも、子どもを連れて仕事ができるが、仕事の提供はしていない。子育てしながら働いている

母親の能力をもっと活用していくべき。自分で仕事を持ってきて、1人で何かやるとなるとしり込みしてしまうので、そこを集約する係や役割が必要。家事に育児になると、短い時間にこま切れでできるような、シルバー人材センターのママ版のようなものがあるとよい。コミュニティーにもなり、実益にもなるものが必要。そのためには、地元の産業の方々と連携をとり、そこから請負える仕事を落としてもらおう。その落としたものをさらに細切れにしていき、最強の消費者であるママたちに還元していく。お買い物をするのはママたちなので、商店街にお金を落とす一番の消費者の懐が多くなると、もっと地元へ落ちていくという地域還元型スタイル、これを構築させていけたらよいと思う。

委員 東京都は、これまでのグローバル化や第4次産業革命といった時代の大きな変化に加え、コロナ禍で大変な局面を迎えている。その中で、東京の産業を支えている中小企業が、様々な課題の解決について、経営の在り方を抜本的に見直す必要が生じている。そういう中で、経営の改善や向上を図る意欲的な取組を促進するため、世田谷区にも、既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟な視点を持って条例改正を検討していただきたい。

都は、平成30年12月27日に中小企業・小規模企業振興条例を策定した。第10条において、各区に対し、都の実施する中小企業振興に関する施策等に協力し、さらに区の地域特性等を活かした中小企業振興に積極的に取り組むよう求めている。

世田谷区は開業率が11.7%と他自治体と比較しても高い水準にある一方、廃業率が19.8%と、廃業率が開業率を上回る状況が続いている。そういう中でも、世田谷ものづくり学校や子ワーキングスペースチャチャチャなどの独自の取組を積極的に実施している。今後は、事業承継に対し、多角的なアプローチに取り組み、開業率のさらなる向上と地域経済活性化に関わっていただきたい。

委員 世田谷の特徴である人口が多いことは非常に心強い。昼夜間人口比率も上がっており、前回の国勢調査では95%と、昼間に区内に人が多くいることが分かる。そういった多くの人々が産業に関わる条例、そして、区民の心に響くような条例を、委員の皆様とともに作り上げていきたい。

座長 短い制約の中で意見をいただいた。時間があるので、再度ご意見を伺う。

委員 この場は各企業支援ではないことを確認したい。世田谷区の産業はなにか、という軸を明確にした方がよい。目的は何か、その目的に基づいて各団体、各企業をどのように支援していくかというのはまた別の話。その軸がこの会議でどこに集約されていくのかを明確にするべき。世田谷区としてどのように産業を支援するのか。または世田谷区

の産業を作るのか。見え方次第で、世田谷と産業と言うだけで、組み合わせで、ニュアンスが変わる。その軸はどこなのかを明確にしないと、各団体の支援はできない。

世田谷区の産業を考えることには賛成だが、各企業、各団体が自分たちの主張を述べる場ではないと思っている。どこに向けていくかをしっかりと議論する場だと思うので、そこをうまく打ち出していく基準にしないといけないと思う。

検討会議設置要綱では、地域の産業および地域社会の発展だと最初に書いてあるので、ここが軸だろうと思う。「地域の産業の発展」は、今ある地域産業なのか、世田谷区として新しい地域産業を築いていくのか、各団体のあり方を変えていくのか。「地域社会」では、どのように地域社会と連携していくのか、産業がどうあるべきなのかも考えなければいけない。

各団体で現況報告を聞いて終わるという会議にしてしまうのはもったいない。

座長 今の話はとても大事だと思う。産業ビジョンとこの条例がミスマッチになってきている。その条例を20年ぶりに変えていく。産業ビジョンについての認識を各委員と共有していく必要がある。産業ビジョンは、業界団体ごと、業種ごとの主張を盛り込んだものになっておらず、課題軸をつくっている。

事務局 今の意見を受けて、事務局からいかがか。次回の論点の一つになる。スタートするにあたり、土台になるところのご指摘をいただいたと思っている。産業ビジョンに書かれている軸や様々な視点があるので、そういったところも踏まえて議論をいただきたいと思っている。改めて整理をして示した方がよいと考えている。

座長 活発な意見交換ができればと思っているので、少し補足的にお話しできればと思うが、いかがか。

委員 世田谷92万という区民が住んでいて、多くの方が世田谷を住む場所で、都心に働きに行っている方が多いと思う。建設業で、地元で商売をしているという意識を持ち、普段仕事をしている。今回のコロナ禍で、エッセンシャルワーカーという形がクローズアップされたが、そういう一人一人の区民を支える産業があり初めてその生活ができる。よって、産業を育成してく一方で、区民の生活を支えていくという視点が、産業育成のために重要になる。事業者だけでなく、そこに住み、働いている方たちが安心して暮らせる社会をつくっていくという視点も重要。

座長 本日の各委員のご意見をまとめ、論点や視点の整理を行った上で、次回の検討会において改正条例の骨子を示し、引き続き検討していきたいと思っている。次回の検討会議までに、各自、専門の分野において、条例改正に関するご意見をまとめていただきたい。その際、20年前に

この条例作成の検討委員となった方がそれぞれの業界団体の中にいると思うので、意見等を聞いてもらいたい。

国が決めた産業の振興策ではなく、地域の側から地域の実態を踏まえ、その地域の中での産業連関的發展や、実態に即した形の条例ができればと思う。また、前文を含め、世田谷らしい条例づくりに向けて、この2年間、一緒に意見交換をしていきたいと思う。

こういう会議では言いたいことが言えない方もいるかもしれないので、座長のインフォーマルな勉強会をやりたいと思う。少人数のインフォーマルな場で少し踏み込んだ議論をする機会を作り、それを積み上げていき、全体のフォーマルな会合で反映させていくという仕組みができればと思う。

予定の時間が来たので、事務局に次回の委員会開催についての説明をお願いします。

〔次回開催予定の確認〕

〔閉会〕



## 第3回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

### 1) 日時・場所

日時：令和2年11月30日（月）18時30分～20時30分

場所：世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあとホール スワン・ビーナス

### 2) 出席者

委員) 長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、海老澤委員、見城委員、水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員、大島委員、平野委員、田中委員（委員計14名）

世田谷区) 産業連携交流推進課長、商業課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、

都市農業課長、消費生活課長

事務局) 経済産業部産業連携交流推進課

### 3) 次第

#### ■ 開会

#### ■ 議事

(1) 世田谷区産業振興基本条例と産業政策について

(2) (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の基本的な考え方について

(3) 意見交換

### 4) 配布資料

資料1	世田谷区産業振興基本条例検討会議設置要綱
資料2	想定検討スケジュール
資料3	世田谷区産業振興基本条例制定後の状況変化 ～産業政策の変遷～
資料4	世田谷区産業振興基本条例制定後の状況変化
資料5	世田谷区産業振興基本条例
資料6	世田谷区産業振興基本条例の改正イメージ
資料7	(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例骨子解説
検討素材	産業振興基本条例/世田谷イメージ（見城委員提出資料）
参考資料	第2回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録
参考資料	新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について（抜粋版） 席次表 世田谷区産業振興基本条例検討会議傍聴要領

## 5) 議事録

○開会

○議事

### (1) 世田谷区産業振興基本条例と産業政策について

〔事務局による資料説明〕

〔質疑応答〕

### (2) (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の基本的な考え方について

〔事務局による資料説明〕

〔委員による提案資料説明〕

#### 見城委員

「サステナブル」がキーワードになる。世田谷区はすでにサステナブルタウンの素養があるため、区民・企業・行政がサステナブルタウンであることの認識をもって条例に活かしていけるとよい。本条例が通称「サステナブル条例」として認知されていくとよい。

また、世田谷区基本計画で「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」と謳っているように、この先の社会を担う子どもたちにどのようなものを残していけるかということも大切になってくる。

#### 大石委員

みんな電力は三軒茶屋に会社があり、取引先の企業からも良い場所にあると褒められる。社員からの評判も良い。では、世田谷区はどんなところなのか、どこに渋谷や丸の内と違う魅力があるのか、どのようなところがよいのか。大量生産・大量消費の時代を経て、循環型社会への転換、ライフスタイルの大きな転換期にある。小泉環境大臣も脱炭素を成長産業にすべきであると明言している。これは一つの大きな時代背景としてある。

さらに、世田谷区は戦国時代からボロ市があり、循環型経済が元々あった。これはまさに今の時代性にマッチしていると思っている。前文について議論があったが、こういった歴史的背景も盛り込むべきと考えている。

また、産業政策というと、成長産業をさらに成長させていくという話になりがちである。今回、非経済的価値というワードがあるが、この言葉が素晴らしいと思っている。世田谷区は、若者文化の象徴である下北沢、グリーンイノベーションを先行している二子玉川、ハイセンスな暮らしの成城といったように、地域で異なった特性を持っている。古いものを大切にしたり、生活感があったりというような、持続可能なものをイメージできるものになったらよい。また、世田谷には非営利団体がとても多く、民間で社会課題の解決に取り組んでいる方が多い。社会課題を共同で解決していく視点も重要。条例の愛称もあるとよい。

#### 海老澤委員

世田谷区農業青壮年連絡協議会より条例の見直し案を出した。

現行条例の農業に関する条項については、環境保全やサステナブルな観点が入っているため変更の必要はないが、区の役割として、都市農業振興基本法に則った農業の発展や農業の維持に関する文言を載せたいと考えている。どこに根拠があ

るのかということが、10年先、20年先にもわかるようにこの文言を入れたい。あとは、サステナビリティや環境分野、連携というようなことを見せられるとよいと思う。

### (3) 意見交換

座長 事務局より説明があった条例改正の骨子が本日の議題であり、この骨子により条例改正の方向性が示されることになる。従って、この骨子について検討委員の皆様から活発な意見を広くいただきたい。

分野別方針に入る前に、先ずは全体的な方向性や目指すべき姿、基本方針についてご意見を賜りたい。

委員 「地域経済の持続的な発展」ということに関しては、是非こういう形で進めていただきたいが、循環型経済の考え方を加えていただきたい。「適正な消費行動」に含まれているとは認識しているが、消費者だけでなく、事業者等も地域内で経済循環していく。お金だけではなく、社会貢献的なものを含めて地域へ循環させることにより、区民生活を向上させるという考えを入れてはどうか。

委員 方向性としてはよい。

3点について意見がある。

「区民生活の向上」について、右肩上がりのイメージがあるが、何を向上させるのか。質の向上なのか。向上か、上昇か。

イメージ図のデザインについて、縦割りものではなく、相互に関連し合うような、循環型のようなイメージになるよう工夫できないか。

4つの柱の「起業・創業の促進及びライフスタイルに応じた多様な働き方の実現」について、雇用の在り方を多様にできないか。多様な形の雇用というようなものをどこかで語っていききたい。創業と言った時点で自分には関係ないと思う区民がいるのではないかと懸念される。

委員 人権についてどこかに記載したい。「環境配慮及び適正な消費行動の実現」にあるエシカル消費の中には人権なども入ってくるが、作り手側や雇用する側についても、働き方に繋がるものとして人権への配慮をどこかに入れたらよいと思う。

委員 非営利団体は、事業者に含まれるのか。

事務局 勉強会の際に、「区民」をどう捉えるのかという意見をいただいた。また、「事業者」に関しても広い概念でとらえていくことがよいのではないかと意見をいただいた。改正条例の定義の中で、区民や事業者について広い概念で書いていきたいと考えており、非営利団体というようなところについても位置付けていきたい。

委員 参考意見として、事業者でも区民でも違和感があるので、別の定義があってもよいと思っている。

座長 サステナブルという考え方の中で、NPOという存在意義が大きいだろうというところからのご意見かと思う。次回の素案検討の中で詰めていきたい。ここまでのところで、基本方針の内容や条例の名称を「世田谷区地域経済の

持続可能な発展」に変更したいことを提示したが、産業振興条例というところから踏み出した形で名称を変更しており、改正のポイントで記載していることをこの名称で伝えたいと考えているが、この方向性について異議はあるか。

(異議なし)

- 委員 先ほど、「区民生活の向上」がわかりにくいというご指摘があったかと思う。資料3の平成10年度産業ビジョンの基本理念に「豊かな区民生活の実現」とあるが、イメージとしてはこれではないか。この豊かな区民生活という目的を実現するために世田谷区内の産業が重要で、それを持続的に継続させるために振興を図っていくような言葉を使うことでより分かりやすくなると思う。
- 委員 「区民生活の向上」について、決して悪い文言ではないが、見城委員が提出された資料の中で「誰も取り残さない」という言葉が非常に心に響いた。社会的に弱い立場の人にも目を向けられるような文言が必要ではないか。コロナ禍だからこそ弱い立場の人たちに目を向けることができるのが世田谷らしさではないか。
- 座長 資料7、前文についての記述に「包摂性」という文言があるが、補足すると、これは多様性を受け入れる土壌ということだけではなく、ソーシャルインクルージョン、社会的な包摂性という意味の言葉が勉強会でも出てきた。人権や弱者を含めた包摂性を前文に取り入れるという点で委員の皆様とは共有できていると思う。
- 事務局 これまでいただいたご意見について、循環型経済については「持続可能な」という部分に包含されていると考えているが、ご指摘を踏まえ適切な表現について探していきたい。
- 「区民生活の向上」やイメージのデザインについては、対応を考えていきたい。また、雇用の在り方については、5本目の柱にするのか、4本の柱のなかで検討していくのか相談させていただきたい。
- 人権の記載については、4本柱の4つ目「環境配慮及び適正な消費行動の実現」の中に包含されていると考えており、産業に関する条例の中でどこまで表に出して表現するかについて考えていきたい。
- 座長 先に進めて、分野別方針、区・事業者・区民の果たす役割についてご意見をうかがいたい。
- 委員 分野別方針について、商工農の主要産業に限らず、福祉や環境、建設など人々の生活を守る生活関連産業についても分野別方針の一つとして設け、振興を図るといったような表記にしてはいかがか。
- 座長 分野別方針と各主体の責務や役割まで含めて、農業分野と建設分野よりご意見があったので事務局の考え方を述べる。
- 事務局 農業分野に関しては、法律の考えに基づいて進めていくところに異論はない。他方で条例という性質上、大枠をとらえていく必要があるため、記載内容については相談させていただきたい。

生活関連産業についての記載については、どの分野まで個別に記載すべきか現時点で明確な回答ができないが、相談させていただきながら、記載内容については検討していきたい。

座長 他に盛り込むべき視点や方向性についてもご意見をうかがいたい。新型コロナウイルス感染症が再拡大している状況であり、コロナの影響や今後の見通しを含めて、ご意見をいただければと思う。

委員 「特定の分野にとらわれない」というところについて、世田谷区の母親は教育に関心が高い。次世代を担う子どもやその親に対してのPRもあると世田谷らしさが出るのではないか。

SDGsなど、大人や中高校生以上で話し合われていることを、もっと早い段階（小学校）からカリキュラムに入れるなどということが、次世代を担う子どもたちに寄与していくことではないかと思う。

委員 基本方針について、起業・創業と多様な働き方は記載を分けたほうがよいのではないかという意見があったが、世田谷の開業率が他の自治体より高いということからも、起業・創業を一つの項目にしてもよいのではないか。また、都内でテレワークの比率が高まっている状況を踏まえると、多様な働き方の実現という点から、雇用の分野について分けてよいのではないか。

委員 循環型経済について、具体的なイメージを共有いただきたい。

委員 お金の循環だけではない。例えば、世田谷の小学校では、地産地消で区内の農産物を給食として食べていることや、農業体験を地元の農家の方が提供していると思うが、単純に食べるだけでなく、農作物を作る喜びなどを教育の現場で提供することも循環だと思っている。建設関係でも、公共工事の受注に伴う利益の中から、例えば、防災用品を地域の防災団体に寄附し、区民の安全安心に活かしていくことを行っている。これも循環の一つの形ではないかと考えている。

委員 関係自治体を含めた大きな意味での循環型というイメージがある。例えば、エネルギーの循環から始まる人と人との交流という他地域を巻き込んだ循環。地産地消という観点だけだと難しいところもあるので、関係自治体を巻き込んだ循環に関しても、世田谷区としての役回りがあると思う。

座長 循環という言葉は多義的で捉え方が異なる。ローカルな循環、ナショナルな循環、グローバルな循環と分けられるが、世田谷という地域の経済発展の条例の中で、ローカルな循環やそれだけではないというところも、前文の中で言葉を考えていきたいと思っている。

最後に、今回お示しした条例骨子の方向性に関して異議はあるか。

（異議なし）

座長 各委員からのご意見等をまとめて、骨子案の修正を行っていく。合わせて、経済産業部より改正条例骨子として、区民生活常任委員会にも報告する予定。骨子の修正については、座長一任でよいか。

（異議なし）

座長 次回の検討会議においては、改正条例の「素案」について引き続き検討してい

く。次回の検討会議までに、各自ご専門の分野について、更なる状況把握に努めていただき、条例改正に関するお考えを、改めてまとめていただきたい。

次回の検討会議について、事務局から説明をお願いします。

事務局 次回は、3月26日(金)を候補日とさせていただくので、予定の確保をお願いします。場所は本日と同じこのフロアで、開催時間は18時30分からを予定している。

座長 改正条例の方向性については承認いただきましたが、補足的にご意見をうかがいたい。

委員 コロナ禍の状況に関して、事業者はとても努力されており、必死な状況であると思う。例えば、区や区民のところに、新型コロナウイルス対応への協力や施策を講じることへの記載があるとバランスがよいと思う。

委員 全体的な方針について異議はない。この条例が区民生活をより豊かにしていくことはわかると思うが、地域経済を発展させると、なぜよりよくなっていくのかというところをわかりやすく書いていければと思う。

委員 他の会議でも述べた意見を事務局がまとめてくれて、とてもシャープになった。

座長 方向性について、今回の会議でご了解いただけたと認識している。次回の会議までに座長の勉強会を再度開催したいと考えている。そこで改めてご意見を賜りたいと考えている。

これで第3回産業振興基本条例検討会議を終了する。

〔次回開催予定の確認〕

〔閉会〕

## 第4回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

### 6) 日時・場所

日時：令和3年3月26日（金）18時30分～20時30分

場所：世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあとホール オリオン

### 7) 出席者

委員) 長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、海老澤委員、見城委員、水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員、大島委員、田中委員（委員計13名）

世田谷区) 産業連携交流推進課長、商業課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、

都市農業課長、消費生活課長

事務局) 経済産業部産業連携交流推進課

### 8) 次第

#### ■ 開会

#### ■ 議事

(1) 世田谷区産業振興基本条例改正素案について

(2) 意見交換

### 9) 配布資料

資料1	想定検討スケジュール
資料2	世田谷区産業振興基本条例の改正イメージ（骨子イメージ）
資料3	世田谷区産業振興基本条例改正素案新旧対照表
資料4	（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例前文（案）
資料5	地域経済の持続可能な発展イメージ
参考資料	第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録
参考資料	新型コロナウイルス感染症に係る区内経済状況について（抜粋版） 席次表 世田谷区産業振興基本条例検討会議傍聴要領

## 10) 議事録

○開会

○議事

### (1) 世田谷区産業振興基本条例改正素案について

〔事務局による資料説明〕

### (2) 意見交換

座長 事務局より説明があった条例改正の素案が本日の議題であり、この素案が今後条例案の前文や条文を作成していくための基本になる。従って、この素案について検討委員の皆様から広く活発な意見をいただきたい。素案の内容について議論を進めてまいりたい。なお、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が先日解除されたが、この間の状況把握や今後の見通し等を含めて各委員の素案に対する意見を賜りたい。まずは条文の部分について意見交換したい。

委員 「レジリエント」や「SDGs」など、馴染みのない言葉が使われているので、注釈や説明書き等が必要ではないか。

座長 「レジリエント」に関して回答する。  
地域経済の「持続可能な」という意味を表現するのに適している言葉であると考えている。レジリエントは、強靱でしなやかな、柔軟な、多様性がある、といった意味を包含しており、この条例の本質を象徴している。  
ご意見を承り、区法務所管との協議の上、調整したいと思う。

事務局 「SDGs」に関して回答する。  
SDGsは一般的に持続可能な開発目標と定義されている。他方で、よりキャッチーなニュアンスで表現していくうえで使用していきたいと思っている。いずれにしても区法務所管との協議は必要だと考える。  
または、資料5といった説明資料に補足をしていくことも考えられる。

委員 分野別方針第4条(2)について質問したい。「工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めること。」とあるが、工業系の土地利用とはどういったものなのかお伺いしたい。  
同条(3)について質問したい。「農地及び営農の維持に努めること。」とあるが、「農業の営み及び農地の維持」の方がふさわしいと考える。

事務局 工業系の土地とは、用途上の準工業地域のことを指している。世田谷区内には池尻、桜新町、経堂、船橋にある。準工業地域に指定されていると、用途上の条件で工場等の建設許可ができる。  
3条(3)の部分についての意見については検討する。

委員 エシカル消費について、「人、社会並びに環境に配慮した消費」と置き換えられているが、フリーランスやソーシャルビジネスなどの言葉と同様に、「エシカル消費」としてもよいのではないか。

事務局 ご指摘を踏まえて、区法務所管と調整していく。

委員 分野別方針の工業に関する記載について、「工業系の土地利用」を「準工



業地域の土地利用」という記載の方が良いかもしれない。世田谷の工業は、すべてが準工業地域に密集しているわけではなく、住宅地域の中に小さな作業所が多く存在しているのが事実。そうした作業所などの維持に努めていくのか、準工業地域の土地利用を維持していくのか。現実的には、池尻の準工業地域には工場と呼べるものは無い。区民や事業者にとってわかりやすくする必要はあるかもしれない。

事業者の責務に関して、経済の持続可能な発展という視点だけでなく、事業の継続という視点も大切ではないか。責務として事業者が担うだけでなく、それを支援することも地域経済の持続可能な発展会議で語っていただけるとよい。

世田谷の地域を区民がどこまで強く意識しているのか。そのことを調べてみたり、考えてみても良いのではないか。

事務局 工業系の土地利用については、現行条例の内容を維持している。内容について改めて調整する。

事業継続については、条例で理念を掲げ、産業ビジョンや産業振興計画で支援に関する施策を進めていくと考えている。

区民の意識について、コロナ禍で地域にいる時間が増え、今までよりも地域に目を向ける意識が高まっていると思う。それをどのようなかたちで深掘するか検討したい。

座長 事業継続という意味合いが、第6条1項の解釈によってはそのように受け取られるかもしれないが、この条項では、個々の事業者の事業継続についての責務を述べているのではなく、産業全体の新陳代謝も含めて持続可能な発展をすることを述べている。

事務局 起業や廃業は市場原理による事業者判断になるので、事業を継続すること自体を「事業者の責務」として条例で定めるのではなく、区の具体的な施策（ビジョンや計画）として、セーフティネットとしての事業継続の支援を行っていくことを想定している。

委員 ソフトウェア開発やシステムエンジニアといった職業も工業に入るのか。こういった職業は土地が不要であると思うが、第4条2項の土地利用に関連して、工業をより広くとらえていくべきだと考える。

座長 ご指摘の通りだと思う。現在の製造業は、サービス業と一体になって、製造サービス業と言われている。

事務局 第4条2項に関しては、工業団体と調整をして工業の範囲をどのようにとらえていくかを含めて表現を検討する。

委員 第6条事業者の責務に、人権やジェンダーといった表現が必要ではないか。世田谷区はジェンダーに関して強く掲げているので、そのような表現があると、働き手が人権的な差別感がなく安心して働ける意識になると考える。

事務局 世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の中で、事業者の責務として、人権や多様性を尊重して

- 不当な取り扱いを改善するというような表現がある。そういった表現を重複して定める必要があるのか、法規的な解釈があるため検討する。
- 委員 多様な主体が関われば関わるほど皆が納得できるものではなくなる。基本的な姿勢として、小さな声を受け止められるような環境＝安心して対話できる場があってもいいのではないか。感じたことを持ち合い、寄り合うことがレジリエンスではないか。
- 条例の中の言葉について、新しい概念は新しい言葉で語られることが必要だが（レジリエントやフリーランスなど）、それによって伝えたいことが伝わらないことがないよう、シンポジウムなどで示されるとよい。
- 「持続可能な発展」とは一言でいうと何なのか、ということが条文の中で分かるとより良い。前文やイメージ図でも説明しているが、より明確に分かると良いと思う。
- 「人権」についての表現については賛成である。
- 座長 対話の場としては、この条例改正でも議会やパブリックコメント、シンポジウムで対話をしながら、区民と共に条例を作っていくスタンスを示している。第9条において定める地域経済の持続可能な発展を目指す会議の中で、区民委員の参加も想定しているため、対話や意見交換といった制度的な仕掛けは含まれている。
- 事務局 座長の説明に加え、前文の中でも対話について述べていくことを検討する。
- 条例中に新しい言葉を使用していくことに関して、説明資料を作成して説明をしていく必要があるかと認識している。
- 持続可能な発展の説明については、資料5のような説明資料の中で示していくことを検討する。
- 委員 以前に産業ビジョンを作成する際は、別に懇話会を設置して検討されている。今後、第9条における会議体が第8条における指針や施策の策定を議論する場となるという認識でよいか。
- また、産業ビジョンや産業振興計画の見直しスパンが長く、世の中の流れが速く展開していることを考えると、常設の会議体で常に評価や検討がされるとよい。
- 座長 ご指摘の通り、指針や施策を議論していく場として、第9条で定める会議体を設置する。指針や施策はこの会議の中で都度見直しを行う。
- 事務局 前回の産業ビジョンの作成の際には、商・工・農だけでは捉えきれないため、世田谷区産業振興基本条例で定める中小商工業振興対策委員会とは別に懇話会を設置した。
- 今後の指針や施策の策定については、持続可能な発展を目指す会議で議論をしていくようになると考えている。
- ビジョンや計画の見直しという点では、今年度に新たに実施した事業は10以上あり、それらはすべて計画では定めていないものである。新型コロナウイルス感染症で世の中が大きく変わっており、ビジョンで掲げ

る理念的なものは不変であっても、計画のように1年ずつ着実に実行していくものは策定時とは変わっていくものもある。様々な方の意見を聞きながら、適宜計画を変更していければよいと考えているが、第9条の会議がそのような場になればよいと思う。迅速に集まり議論できるよう、工夫しながらやっていきたい。

委員 横文字の使用について、特に「SDGs」はゴールが決まっている限定的なものであり、2025年くらいには新たな概念が出てくるかもしれない。SDGsだけに特化していくのは時代の変化についていけなくなる恐れもあるのではないか。

コロナ禍で「共助」の重要性が身に染みて分かった。共助の視点は大切であり、前文でそのようなニュアンスの表現があっても良いと思う。

座長 SDGsに関しては同感である。  
共助に関しては、前文にその要素を取り入れている。文言として加えていくかは検討する。

事務局 ご指摘踏まえて検討する。

委員 前文で区の人口の多さについては触れており、区の特徴なのでとても良いと思う。2段落目に「彩り」という言葉が2回出てくるので、2回目を「専門性」にするなど、表現を工夫しても良いと思う。

事務局 必ずしも「彩り」を使用する必要はないが、産業が区民の心の豊かさに寄与している部分があると考え、その表現として「彩り」を使った。表現について改めて修正する。

座長 先ほど委員の発言にあったように、地域というものに対して区民がどれほどの思いをもっているのかと、それは心の部分であり、コミュニティにはアイデンティティや共感など地域に対する心が必要である。それを「彩り」以外の言葉で表現する工夫をしていきたい。

委員 「レジリエント」等の言葉を積極的に使うのは良いと思う。前文で、条例改正の理由の説明(なぜ改正が必要になったのか等)があるとより分かりやすくなると思う。

事務局 ご指摘踏まえて検討する。

委員 前文の「そのための基本理念」とは何を指しているのか。「豊かな区民生活の実現」か。「地域経済の持続可能な発展」か。前文の中でこれが理念ということを一言で書けば良い。

条例は世田谷が目指す大きな方向性を示すもの。個別具体的な内容は指針や施策で示していけばよい。

事業者に対してあり方や責務を縛るものではない。

事務局 ご指摘踏まえて検討する。

委員 区民を巻き込んでいくためには、言葉の意味や概念を伝えていく、広げていくことが必要である。母としての視点では、将来世代である子供たちに言葉の概念を伝えていっていただきたい。「発信」についての記載があっても良いと思う。

事務局 ご意見として承る。

座長 委員よりいただいたご指摘やご意見をまとめて、素案の修正を行う。合わせて、経済産業部より改正条例素案として区議会に報告予定。

これで第4回産業振興基本条例検討会議を終了する。

〔次回開催予定の確認〕

〔閉会〕

## 第5回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

### 1 1) 日時・場所

日時：令和3年10月29日（金）18時00分～19時40分

場所：世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあとホール オリオン

### 1 2) 出席者

委員）長山委員、古谷委員、栗山委員、友成委員、高橋委員、見城委員、水上委員、閑野委員、兒玉委員、市川委員、大石委員（代理）、大島委員、植野委員、田中委員（委員計14名）

世田谷区）産業連携交流推進課長、商業課長、工業・ものづくり・雇用促進課長、都市農業課長、消費生活課長（代理）

事務局）経済産業部産業連携交流推進課

### 1 3) 次第

- 開会
- 議事

（1）「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言について

（2）意見交換

### 4) 配布資料

資料1	（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例素案に対するパブリックコメントの実施結果について
資料2	「今後の地域経済を考えるシンポジウム」について
資料3	新旧対照表（素案）
資料4	「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言（案）
参考資料	第4回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録

#### 1 4) 議事録

○開会

○議事

(1) 「世田谷区産業振興基本条例改正案」制定に向けた提言について

〔事務局による資料説明〕

(2) 意見交換

座長 事務局より説明があった検討会議からの提言は、これまで本検討会議で議論してきた内容の集大成となるものである。区は提言の内容を踏まえて改正条例案を策定していくことになるので、検討委員の皆様から広く活発な意見をいただきながら、提言内容についての議論を深めて参りたい。

委員 位置付けとして、強制する条例ではないので、ある程度の指針が見えるところで着地するべき。一つの方向性・指針が見えたということで、あとは各団体や企業が現実的にどのようなアクションをしていくか、どのように具体的な活動につなげていくかということが大切。条例としては、この内容で議論はない。基本的には、あまり絞り過ぎてしまうとこの条例は機能しないと思う。現実的に現場でどのように対応していくかということが、今後の課題であろうと思う。

座長 お話の通り、今回の条例はあくまでも理念条例であり、区の産業振興に関する基本的な方針や姿勢というものを示すものである。個別の産業に関するアクションに関しては、第9条の持続可能な発展会議の中で調査や具体的な施策を検討していくことになると思う。中小企業や小規模事業者、NPO、また個人事業者に関しては、第4回検討会議時には第2条の「事業者」で銘打っていたが、素案は第4回検討会議の内容から丸まっている印象がある。そこで、この提言には、中小企業や小規模企業の役割と位置付けを書き加えている。また、多様な事業者がいるからこそ、多様な地域の社会的な課題を解決ができるのではないかとということも盛り込んでいる。

委員 提言と素案を見て、座長と同様に大分丸まった印象は持っているが、基本的には反論はない。ただ、条例の位置付け、要するに条例をベースに今後細かいことを決めてくということ、区民や事業者の方がどこまで理解できるのか、というところがこれからの課題だと思う。よって、広報等による周知徹底が必要になってくると思う。条例に細かいことを織り込めないことはよくわかっているので、条例制定後にこの条例を生かして事業者がどのようなことを行っていくのかというその評価等が重要になると思う。

座長 パブコメにあるとおり、「条例を制定することにより何が変わるのか」や「何の意味があるのか」など、現場とは乖離があると思う。特に区民に対しては、丁寧な説明や周知を行っていくべきだと思う。その点は委員の皆様もよく理解されているので、周りの方々や同業者の方に積極的に周知していただきたいと思う。また、シンポジウムでも話をしたが、この条例が今後の施策の企画・立案のもとになり、たとえ区長が変わったとしても企画・立案のもとは変わらないというところに、条例を制定する意味がある。

そういう意味で、一番条例を浸透すべきは区の職員だと思う。多くの職員にこの条例を周知し、一見関りが薄いと思われる部署にも伝えていくことが肝要である。

委員 このような会議に参加させていただいたことにとっても感謝している。そして、でき上がった条例案に対しての意見などは特にならない。やはり理念というところが大事になってくると思うので、少し丸まったという話もあったが、この状態で良いように感じている。一方、提言について言うと、持続可能という言葉の理解が人それぞれであり難しいと思っている。エシカル消費について強く言ってきたが、持続可能に入ってくる人権の話は割と見落されがちなところだと思っている。消費者目線のエシカル消費のために事業者がどのようにしていくかというような話は書かれているが、具体的なことは書かれていない。そうすると、何をやったら持続可能なのかというところの理解が難しいと思っており、この条例に対する区民の理解がどこまで深まるのか、ということを感じている。よって、そのことをもう少し具体的に書いても良いと思う。また、でき上がった条例の周知は、重要なポイントになってくる。子どもたちにもわかるような周知ができると良い。これからを担う世代に、社会を見る目のようなものができていくと良いと思う。

座長 条例の浸透にあたり、小学校や中学校での教育の一環として、社会科等の授業で取り入れている自治体もある。今後のことも色々と検討していきたいと思う。

委員 条例はとても良い方向で変わっていると感じており、これまでの議論を振り返ると、自分自身もとても学びになり、考えさせられた。特に、(第4回検討会議の際には)第7条の区民の役割に「参画」という言葉が使われており、個人的には大変感じ入るところがあった。(素案では表現が変わってしまったが)提言の中では「参画」という言葉が記載されているので良いと思う。また、世田谷区の特徴である人口の多さは、大変な武器だと思う。その区民が実際に動く状況も変えられると思うので、そのための指針があれば、動きやすくなると思った。

座長 今回の条例改正はいくつもの特徴があり、その一つに、区民の参画を前面に出すというところがあった。これは、世田谷では区民が自ら課題を解決する事業を行っている方が多いということから、区民を前面に出すところが新しさであり、世田谷らしさだと思う。条文の表現は変わったが、提言ではこの考えを明記した。今回の条例改正についての特徴等は、色々ところで発信する機会があると思う。経済的な価値と社会的、非経済的な価値との両立というところを、各委員も身近なところで発信していただきたいと思っている。

委員 コロナ禍で集まるのが難しい中、大変活発に議論ができ、考えを持ち寄れたと思っている。「私達」という書き出しをしたいという思いがあったので、そういう発想で考えることができたことをうれしく思っている。あと

は、この理念をどのように実行していけるかということ考えたときに、例えば、条例に賛同する事業者などが集まるプラットフォームができるなど、この条例を下敷きにして何かをしたい人たちがいる、その人たちにアイデアをぶつけられるなど、そういうプラットフォームになっていけば良いと思う。世田谷区の中で新しいものが生まれていくことを考えたときに、大きな街なのでとても可能性を感じながら、難しいと思うこともあるので、やはりスピード感を持ってみんなと何かをやっていけるような土壌になれば良いと思っている。

座長 今後も色々なところで議論ができればと思う。(世田谷区)経済産業部でも、SETAGAYA PORTなどの様々な事業を行っているので、身近なところでも条例を浸透していけるような機会があると思う。

委員 地域の産業には、潜在労働力がまだまだたくさんあり、それをもう少し活用していきたいというのが一番の願いであったため、その部分が条例の前文に盛り込まれて感謝している。また、第8条に指針や施策の見直しがある。一方通行ではなく、区政への要望を上げるとそれに対してPDCAサイクルでフィードバックしてもらえるとということが大切だと思っている。あとは、それを広げていくことや共有していくことが大切であり、今回のエシカル消費にしても皆で共有していけたら良いと思っている。余談になるが、今はいわゆるデジタルネイティブの子どもたちが多い。SDGsにしても、サステナブルにしても、そういうネイティブな人たちが経済活動を行っていけば、この条例にある両輪(経済的価値と非経済的価値)を賄っていけると期待している。例えば、SDGsに関する子ども会議の開催など、SDGsに関心のないママたちを巻き込んでいけたら良いと思う。

座長 今回の提言書にも、意識的に学びや学習という言葉を入れるようにしている。地域というのはやはり学びの場で、世田谷の場合は特に子どもたちの学びというところが強みでもあるため、多様なNPO法人等が公的な教育機関ではないところで多様な教育を行っている例が多いので、世田谷の未来はそうしたところで育まれていくと見ている。

委員 基本的に異論等はない。その上で感じたことを話すと、少子高齢化や気候変動というような環境変化の中で、いかに持続可能な経済を作っていくかという視点からは、産業面では新陳代謝という面は大事だと思う。5年、50年、100年と長く地域が活性化するためには、新しい担い手というものがより必要になってくる。そうした中では、今の世代の技術や技能というものもしっかり継承していかなければならないと感じている。そのためには、デジタル化にもしっかりと対応していく必要がある。また、社会課題の解決についても共感できる部分である。いわゆる社会課題というと、環境や医療など非常に大きくなってしまいが、もっと身近な課題解決という視点が大事だと思っている。住民を巻き込んで地域の課題を解決し、改善できたことを住民が実感できるようになると、引き続き地域で課題を解決していく機運が醸成されると思う。誰もが自己の個性及び能力を



発揮することができるような起業促進という点では、年齢や性別に関係なく創業できるような環境整備が必要だと思う。先ほど言った新陳代謝というのは、若手だけではなく、一旦リタイアしてその後のキャリアとして働くような方々も含めて、誰もがやりたいことを希望できるという視点が必要であると思う。

委員 条例に職場の環境整備や人材育成について書かれているが、区役所でも職員が働いており、人材育成も必要になることから、区も事業者と同じように実施していくことが重要だと思う。条例の区の責務で、指針の策定や事業者の支援について書いているが、区が主体的に率先して何かを実施していくといようなことを含めることはできないのかと感じた。区が率先して具体的な行動を起こし、広報していくというようなことを行ってもらいたい。

事務局 区も事業者であり、条例では皆で同じ方向を向いて進めていくことを掲げているので、お話のような取組みを行政も一緒に進めていくことは大切であると考えている。

座長 地方の基礎自治体では、職員が兼業や副業のような働き方改革を行っているユニークな例もある。DXについても行政は遅れているので、区が革新するということも大切だと思う。

委員 検討会議の成果物としてこの条例案が出来たことは大変良いと思う。提言の内容で強いて言うと、例えばコロナの影響で日本全体、世界全体の働き方が変わったが、区民の生活を支えている地域の産業があり、エッセンシャルワーカーと言われるような人達がいることで生活ができるということ。これは単純にコロナだけではなく、今後、自然災害等が発生しても地域の産業や事業者が対応しなければ、区民も生活できないということを考えて、地域の産業が大事だということを改めて感じた。また、業界や産業の枠を超えて、区民と一緒に持続可能な経済を実現していきたい。さらに言うと、業界団体もお互いの相互理解や交流など、協力し合うことを進めていきたい。

事務局 コロナの影響に伴うエッセンシャルワーカーの重要性は、正にお話のとおりだと思う。提言の内容については検討する。

委員 出来上がったものは、わかりやすく満足いくものだと思う。その中で、第7条のところは少し残念な気持ちがある。SDGsの知名度が上がり、コロナにより在宅が増え、90万人の区民がいるという中で、もう少し区民に勤めてもらう内容でも良かったと感じている。よって、提言の中に「積極的な参画を」などの少し強い表現を入れも良いと思う。また、パブリックコメントの名称案を見ていると、この条例がSDGsの条例だと思われるのかもしれない。条例の内容を読まずに印象で評価される方も多いと思うので、条例周知の方法が一番大事だと思う。広報誌に載せるような場合には、地域の中小企業や多様な働き方、ソーシャルビジネス、小規模事業者の条例だということが一目でわかるようなビジュアルを打ち出し

てもらいたい。こうした条例の見せ方が、今後の課題であると思う。

座長  
委員

ご指摘の通りだと思うので、区として対応していただきたい。  
この条例改正案に対する異論等はない。素晴らしいものができたと思う。前文が付いたことによってより良い条例になったと思う。農業の立場からお話すると、地域の産業は減ってきているが、これからも必要であり、今後、各事業者が役割を果たして連携していくことが重要。地道に畑作業をしているだけでは発展していかないので、地域の中であるべき姿というものを模索しながら、野菜づくりなどを行っていく。さらに、地域貢献をしていかなければならない。子どもたちの学習の場としても積極的に関わり、協力していく必要がある。

座長

都市農業には多面的な役割があり、子どもたちの学びの場の提供ということも確かにあると思う。実際に農家の方に話を聞くと、アントレプレナーといった起業家意識があり、地域の資源だと痛感している。また新規就農が割と多くなっており、なかなか珍しい現象だと思うが、世田谷の包摂性や寛容性のようなものも関係があると思う。

委員

この条例をどこまでの方が読むのかという素朴な疑問があり、一般の人がどこまで見るのかと思うが、内容としてはとてもまとまっていると思う。具体的なところは、各団体や個人などに落とし込まれていき、それぞれの活動により地域に浸透して伝わっていけば良いと思う。また、各団体単独ではなく、他の団体と連携して事業を行っていくなど、発展的に繋がっていければ良いと思う。そうした中で、条例に商店街や商店会という言葉が出てくるが、商店街が公共的役割を担っていくということで、責任の重さを感じるとともに、期待値も大きいと感じる。世田谷の特徴である商店街の立場として、5地域に役に立っていけるよう今後も頑張っていきたい。そのもとになるのがこの条例だと思うので、反対の意見はない。

委員

昨年の3月から約1年半、皆様にお付き合いいただき感謝する。大変良い条例になってきたと思う。この後、区でリーガルチェックなどを行うので少し表現が変わる可能性があるが、条例案を来年の第1回区議会定例会に提出し、議論を経た上で来年4月のデビューを予定している。皆様からお話があった周知については区役所が苦手な部分なので、様々な方の意見を聞きながら、手に取ってもらえるようにしていきたい。また、年代に応じた発信の方法を分ける必要があると思っているので、うまく周知していきたい。様々な周知媒体を検討し、皆様の力を借りながら良い周知をしていきたい。そして、4月以降、第9条の会議体が開催される。区内産業を取り巻く環境というのは年々変わっていくと思うので、その時々に応じた議論をしていきたいと考えている。

座長

委員の皆様より様々な意見をいただいた。本日事務局より示された提言案については、概ね賛同をいただけたものと思う。本日お示した内容を、検討会議から区への提言としていきたいと思う。

本日の議題は以上だが、条例の名称について何か意見はあるか。

各委員 特に意見なし。

委員 条例は細かすぎても駄目で、方向性を示すもの。そこに肉付けしてくのが各団体であり、個人であり、企業である。条例がマニアックになるのは良くないが、マニアックな問題はどこかで拾わなければならないので、今回のパブコメ結果にあるようなカテゴリーをもう少し細分化して、カテゴリーを絞った中でパブコメを行い、変えられるものは変えていく必要があるのではないかと。また、パブコメには、区ではなく各団体や業界が行うような内容も入ってくるので、対応する窓口を作ってはどうか。それが現実的な意見集約にもなると思う。今後の具体的な施策の一つとして、そういうパブコメの実施はあると思う。

事務局 パブコメについては、条例に関するものと直接的には関係のないご意見等をいただいたが、皆様が様々な意見を持っていることが改めてわかったところである。お話いただいた窓口については、問題意識としてはその通りだと思う。今後、検討していく必要があると思う。

座長 本日をもって、産業振興基本条例検討会議は終了となる。これまで活発に議論していただき大変感謝する。

〔閉会〕